

鹿角市告示第79号

森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第3項による長牛生産森林組合に係る組織変更の認可通知を受けたことにより、同法第100条の22第4項及び地方自治法第260条の2第10項、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年 6月14日

鹿角市長 児 玉 一

- | | |
|---|---|
| 1 名 称 | 長牛自治会 |
| 2 規約に定める目的 | 地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 |
| 3 区 域 | 鹿角市八幡平字タムラ、字カラメ田、字長牛、字小沢田、字指鳥、字一本漆、字時戸、字雪田、字八升地、字下松ケ沢、字林の外を区域とする。 |
| 4 主たる事務所 | 鹿角市八幡平字長牛50番地1 |
| 5 代表者の氏名及び住所 | 佐々木 忠臣 鹿角市八幡平字指鳥1番地1 |
| 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 | 無 |
| 7 代理人の有無 | 無 |
| 8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 | 地方自治法第260条の20の規定により解散する。 |
| 9 森林組合法第100条の20第2項第7号の日または同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日 | 平成30年 6月14日 |